

基準⑥

- ・一日の平均排水量が 20 m³以上 50 m³未満の特定事業場の上乗せ排水基準
(一日の平均排水量が 20 m³以上 50 m³未満の特定事業場の上乗せ規制の適用区域は、公共用水域の全域とする。)

項 目	許 容 限 度	
	日 間 平 均	最 大
水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)	海 域 以 外 海 域	5.8~8.6 5.0~9.0
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (BOD)	120 mg/L	160 mg/L
化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	120 mg/L	160 mg/L
浮 遊 物 質 量 (SS)	150 mg/L	200 mg/L
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉛 油 類 含 有 量	—
	動 植 物 油 脂 類 含 有 量	—
大 腸 菌 群 数	3,000 個/cm ³	—

備考1 「日間平均」による許容限度は、一日の平均的な汚染状態について定めたものである。

- 2 水素イオン濃度についての排水基準は、硫黄鉛業（硫黄と共存する硫化鉄鉛を掘採する鉛業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用せず、温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については当分の間、適用しない。
- 3 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。

(参考) 平成 7 年 3 月 16 日 熊本県条例第 23 号
適用日・新設事業場 平成 7 年 10 月 1 日
既設事業場 平成 10 年 4 月 1 日